

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

国内・海外の各種イベント総合業務にあたり、イベント・ディスプレイ業界の関係団体と連携し、共通課題の解決に取り組めます。

- a. グリーン化の取組み（環境問題に対する取組み）：20年以上前から展示装飾における「環境保護」「資源の有効利用」「廃棄物の削減」に真摯に取り組んでいます。展示ブースの再使用システム SRDS²の導入継続。
- b. 共通 EDI の活用：注文書、請求書等の電子化。取引管理の効率アップ。

2. 「振興基準」の遵守。

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。当社では手形取引はいたしておりません。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

展示会、イベント等、ひとつの案件終了ごとに「お客様のお声」アンケートを実施し、この「お声」を取引先、協力会社、社内でも情報共有をして、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組み、サプライチェーン全体の共存共栄の構築を目指しています。

このほかにも、

- ・展示会施工現場において全協力会社一堂に会する安全確認ミーティングを実施、安全管理、安全意識の向上を図る。
- ・協力会社の皆様と安全大会の定期開催。
- ・事故・災害の事前防止と安全な作業環境の維持、等々

これからも努めてまいります。

2024年9月9日

サクラインターナショナル株式会社

代表取締役 妙代 金幸